

伝統的技術と最新テクノロジーを融合した作品の展示



写真上/右下はANOTHER FARMの作品の一例

**京** 都府では、地域の歴史や風土、生活文化等を題材としたアートプロジェクト「もうひとつの京都」を、日本博の一環として令和元年度から実施。本年度は、府内各地で実施する地域文化と先端文化を組み合わせデジタルアートによる空間演出や、アーティスト・イン・レジデンス※を活用した現代アート作品展示等による取り組みを「アートフェスティバル」として位置づけ、府域で一体的に開催します。

与謝野町でも伝統的な技術と最新テクノロジーを駆使した実験的な作品を展示します。

テーマ

シルクロード  
Boundaries

日時

9月24日(金)～11月7日(日)

午前10時～午後5時(最終入場 午後4時30分)  
※ 金土日および祝日のみ公開(11月4日(木)は臨時公開)

場所

旧加悦町役場庁舎(2階)

参加アーティスト「ANOTHER FARM (アナザーファーム)」

アーティスト・尾崎ヒロミ(スプツニ子!)とデザイナー・串野真也とのコラボレーションから生まれたユニット。自然から得たインスピレーションをもとに、科学者やエンジニアと協力し、人間と自然の新しい関係性を模索しながら、最新のテクノロジーと伝統的な技術を駆使した実験的な制作活動を行っている。



※ ANOTHER FARMの詳細は、上記のQRコードからご覧ください



串野真也



尾崎ヒロミ  
(スプツニ子!)



府内の開催情報

■ 京丹後会場 9月24日 ～11月7日	■ 宮津・天橋立会場 7月10日 ～11月7日	■ 福知山会場 10月1日 ～11月7日	■ 南丹会場 10月1日 ～11月7日	■ 八幡会場 10月1日 ～11月7日
----------------------------	-------------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------

府内のアートフェスティバルの詳細やイベントの最新情報は、右記のQRコードからご覧いただけます。



問い合わせ先  
京都: Re-search実行委員会事務局  
☎ 075-414-4287

※ 芸術制作を行う者を一定期間ある土地に招き、滞在しながら作品制作を行う事業

食品ロスの現状

日本の食品廃棄物等の量は年間2531万トン。そのうち、本来食べられるのに捨てられている「食品ロス」の量は約600万トンです。これは国連食料計画による年間食料援助の量の1.6倍です。また、日本人1人当たりの食品ロスは1年で約47キログラムで、毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てている量と同じです。

町民1人当たり約32キログラム

与謝野町では、2月に食品ロスの現状を把握するため、環境省の「食品ロス実態調査支援事業」を活用し、家庭から捨てられる燃やすごみを対象に調査を実施。調査結果からは、燃やすごみのうち食品ロスの割り合いは約15%、年間で約663トン



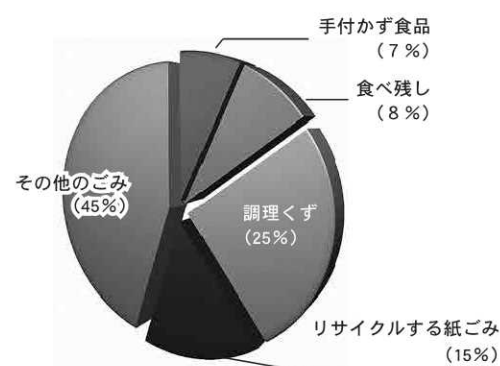
与謝野町の燃やすごみ約68世帯分から見つかった手付かず食品です。

与謝野町全体で年間約2億円の「手付かず食品」を廃棄しています。

環境負荷や資源に影響

食品ロスがもたらす影響とは何なのでしょう。家庭や各事業所での廃棄が積み重なると、社会全体で環境負荷や資源の無駄使いなどの問題を招きます。食品を焼却処分する際に排出される二酸化炭素が地球温暖化の要因となる温室効果を増長し、食品ロスが増えることで、結果的に地球温暖化を進行させてしまっています。また、世界には、貧困により満足に食べ物を得られない人々が多くいる中で、本来食べられたであろう食品が捨てられており、食料資源が有効に活用されていない問題があります。

燃えるごみに占めるごみの種類の割合



分別や環境への意識が高い  
本調査から得られた結果として、賞味・消費期限が残っている食品廃棄はほとんどなく、期限切れの野菜

(金額換算で約2億円)発生していることが分かりました。

引き続きごみの減量化にご協力をお願いします!

食品ロスの削減やリサイクル紙の分別等は、宮津市・伊根町・与謝野町の1市2町でごみ処理を行う「宮津与謝クリーンセンター」の運営費に大きく影響します。与謝野町の負担額は持ち込まれるごみの量で決定し、年間2億円を超える額となっており、ごみの減量化が町財政の負担軽減、皆さんの家計の負担軽減にもつながります。

今回の食品ロス実態調査は、与謝野町を含め全国で18の自治体で実施されました。調査結果は、以下のQRコード(食品ロスポータルサイト)からご覧いただけます。



10月は食品ロス削減月間

食品ロス削減推進法では、毎年10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定めています。日常生活の中で一人ひとりが意識し、できることから始めてみましょう。

